三九二　スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二六　二
三九三　ソマリア連邦共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二六　二
三九四　チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二六　二
三九五　中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二六　二
三九六　南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二六　二
三九七　レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二六　二
三九八　パレスチナ暫定自治政府に対する贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の書簡の交換に関する件　二六　二
三九九　西岸地域廃棄物管理改善計画のための贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の書簡の交換に関する件　二七　四
四〇〇　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の口上書の交換に関する件　二七　五
四〇一　原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する日本国政府とベラルーシ共和国政府との間の協定の署名に関する件　二八　四
四〇二―四〇三　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の口上書の交換に関する件　二八　四
四〇四　食糧援助に関する日本国政府とコモロ連合政府との間の書簡の交換に関する件　二八　四
四〇五　千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の修正に関する件　二八　四
四〇六　スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の附属書の改正に関する件　二八　282　三二
○財務省
三七五―三七八　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　264　一〇
三七九　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　六　264　一二
三八〇　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　六　264　一二
三八一―三八二　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　264　一三
三八三―三八九　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　六　264　一四
三九〇―三九二　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　六　264　二〇
三九三　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　六　264　二一
三九四　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年十一月三十日までの輸入数量を告示する件　二八　五
三九五　平成二十四年度の初日から平成二十四年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件　二八　五
三九六　平成二十四年度の初日から平成二十四年十一月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　二八　五
三九七　関税暫定措置法別表第一の六第一一項に係る物品についての平成二十四年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件　二八　五
三九八　個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件の一部を改正する件　二八　五
三九九　出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件　二八　五
四〇〇―四〇二　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二八　282　三五
○財務省、農林水産省
二四　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九　二
二五　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　二
二六　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　二
三八　認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件　一九　二
○国税庁
三九　国税庁の保有する行政文書の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　一七　三